

別紙 2 「事例における意見書・障害者認定基準・都の認定結果の比較」

医師の意見書の等級		「東京都身体障害者認定基準（3）肢体不自由」の中で、 少なくとも該当すると考えられる認定基準の内容例 ※ 1	認定された 等級
事例 1	総合 1 級 (上肢右 4 左 4 級 下肢 2 級)	●両下肢「著しい障害」（2 級）とは、独歩は不可能であるが、室内における補助的歩行(補装具なし)の可能なもの。 <理由> 各事例における歩行能力は以下のとおりであり、 ・事例 1、2、4、5：不能 ・事例 3：ベッド周辺以上歩行不能 全ての事例で、「家の中の移動」が自立していないため、上記 2 級に該当すると認識します。 また、事例 1～4 は「椅子に腰かける」も自立しておらず、事例 5 も 5 分以上は半介助が必要です。	5 級
事例 2	総合 1 級 (上肢 2 級 下肢 2 級)		5 級
事例 3	総合 2 級 (上肢 3 級 下肢 3 級)		5 級
事例 4	総合 2 級 (上肢 4 級 下肢 2 級)		5 級
事例 5	総合 1 級 (上肢右 4 左 4 級 下肢 2 級)		5 級
事例 6	総合 2 級 (体幹 2 級)	●体幹不自由「坐位または起立位を保つことの困難なもの」（2 級）とは、10 分間以上にわたり座位 または起立位を保っていることのできないものをいう。 ●体幹不自由「起立することの困難なもの」（2 級）とは、臥位又は座位より起立することが自力のみでは不可能で、他人又は柱、杖その他の器物の介護により初めて可能となるものをいう。	未 (※ 2)

※ 1：実際に診断をおこなった専門医の判断ではなく、要望書を作成した患者による見解です。

※ 2：事例 6 は、結果はまだであるものの、指定医の意見と都の意見が異なるため 3 月の審議会で検討予定と連絡頂いています。

そのため、都としては 2 級とは認定しにくいとの見解と理解し、事例に上げさせていただきました。